



佐賀県公報

平成20年
3月31日
(月曜日)
号外第10号

目次

(◎印は、県例規集に登載するもの)

教育委員会事項

- ◎職員の特例に関する規則 (規則・二) 一
- ◎佐賀県教育委員会付議事項等規則の一部を改正する規則 (" ・三) 一
- ◎佐賀県教育庁組織規則の一部を改正する規則 (" ・四) 二
- ◎佐賀県教育庁職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則 (" ・五) 三
- ◎佐賀県立図書館施設使用規則等の一部を改正する規則 (" ・六) 四
- ◎佐賀県市町立学校県費負担教職員の勤務成績の評定に関する規則の一部を改正する規則 (" ・七) 六
- ◎佐賀県教育庁職員及び教育機関の職員の服務の宣誓に関する規則の一部改正 (訓令甲・一) 六
- ◎佐賀県教育庁等職員安全衛生管理規程の一部改正 (" ・二) 六
- ◎教育庁専決規程の一部改正 (" ・三) 六

◎ 教育委員会事項

職員の特例に関する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

佐賀県教育委員会

委員長 安 永 宏

◎佐賀県教育委員会規則第二号

職員の特例に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、教育庁及び教育機関(学校を除く。以下同じ。)に所属

する職員(以下「職員」という。)の勤務地の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(勤務する場所)

第二条 教育庁又は教育機関の所在する場所以外で職員が勤務する場所は次に定めるとおりとする。

所 属	勤務する場所
博物館	武雄市

(派遣研修における勤務地)

第三条 職員が、おおむね一年以上の派遣研修(国内における派遣研修で、派遣先における勤務時間の定めがあるものに限る。)を命じられた場合の勤務地は、当該研修が行われる主たる場所の所在地とする。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

佐賀県教育委員会付議事項等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

佐賀県教育委員会

委員長 安 永 宏

◎佐賀県教育委員会規則第三号

佐賀県教育委員会付議事項等に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県教育委員会付議事項等に関する規則(昭和三十一年佐賀県教育委員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

佐賀県教育委員会議決事項等に関する規則

第一条を次のように改める。

(目的)

第一条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第二十六条第一項の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長等に専決させる事項、臨時に代理させる事項及び委任する事項について定めるものとする。

第二条の見出しを「議決事項」に改め、同条中「次に掲げる事項は、教育委員会の会議に付議」を「教育委員会は、次に掲げる事務を議決」に改め、同条中第十四号を第十五号とし、第九号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、第八号の次に次の一号を加える。

九 懲戒処分又は職員の意に反する分限処分に関する事
第二条に次の三項を加える。

2 教育委員会は、次に掲げる事項を、教育長に専決させ、又は教育長が定めるところにより教育長の補助機関に専決させるものとする。

- 一 教育長の職務を代行する副教育長の指定に関する事
- 二 教育委員会の所管に属する学校(市町立学校を含む。)その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関する事項のうち、前項第七号から第九号までに掲げる以外のこと

3 教育長は、第一項に規定する事項について緊急やむを得ない事情が生じた場合は、これを臨時に代理することができる。

4 前項の規定により臨時に代理したときは、次の会議においてこれを報告し、その承認を求めなければならない。

第三条第二項を次のように改め、同条第三項を削る。

2 教育長は、委任された事務について、特に重要と認める事態が生じたときは、教育委員会の次の会議において報告しなければならない。

附則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

佐賀県教育庁組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

佐賀県教育委員会

委員長 安 永 宏

●佐賀県教育委員会規則第四号

佐賀県教育庁組織規則の一部を改正する規則

佐賀県教育庁組織規則(昭和三十一年佐賀県教育委員会規則第十六号)の一部を次のように改正する。

「教職員課」 「教職員課」
 第二条第一項中 学校教育課 を 教育政策課
 社会教育課 学校教育課 に改める。
 文化課 「社会教育・文化財課」

第三条の総務課の分掌事務中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を削り、第四号を第二号とし、第五号から第七号までを二号ずつ繰り上げ、第八号を削り、第九号を第六号とし、第十号から第十三号までを三号ずつ繰り上げ、第十四号を削り、第十五号を第十二号とし、同号の前に次の一号を加える。

十一 県立学校の通学区域に関する事

第三条の総務課の分掌事務中第十六号を第十三号とし、第十七号を第十四号とし、第十八号を第十五号とし、同条の教職員課の分掌事務中第七号を削り、第六号を第八号とし、第五号を第七号とし、第四号の次に次の二号を加える。

五 教育関係職員の保健衛生に関する事

六 教育関係職員健康診断審査委員会に関する事

第三条の教職員課の分掌事務の次に次のように加える。

教育政策課

- 一 教育施策の基本方針に関する事
- 二 教育内容に関する重要施策の企画立案及び総合調整に関する事
- 三 教育の充実及び振興に関する事

- 四 特別支援教育に関すること
- 五 教育庁、教育機関（県立学校を除く。）及び公立学校の情報化の推進に関すること

第三条の学校教育課の分掌事務中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号から第十号までを削り、第十一号を第六号とし、第十二号を第七号とし、同条の社会教育課の分掌事務の第五号中「教育」の下に「支援」を加え、同課の分掌事務の第九号中「及び図書館」を削り、同課の分掌事務中第十二号を削り、第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

- 十 図書館先進県づくりに関すること
- 第三条の社会教育課の事務分掌に次の七号を加える。
- 十三 文化財の保存及び活用に関すること
- 十四 埋蔵文化財の調査に関すること
- 十五 美術刀剣類の審査登録に関すること
- 十六 ユネスコ活動に関すること
- 十七 博物館に関すること
- 十八 佐賀県立宇宙科学館に関すること
- 十九 その他一般社会教育及び文化財に関すること
- 第三条の社会教育課の課名を次のように改める。
- 社会教育・文化財課
- 第三条の文化課の事務分掌及び課名を削る。
- 第三条の体育保健課の分掌事務の第七号中「教職員並びに」を削る。
- 第五条の二中「教育企画室」を「県立学校再編整備室」に改める。
- 第十条の表中「教育企画室」を「県立学校再編整備室」に、「社会教育課」を「社会教育・文化財課」に改める。
- 第十条の二の表中「教育企画室」を「県立学校再編整備室」に改める。
- 第十二条の二第二項を次のように改める。

2 前項の規定により置かれた職にある者は、上司の命を受けて、次に掲げる事務を処理する。

- 一 教育委員会の会議に関すること
- 二 教育に関する法制審議に関すること
- 三 職員の任免その他人事に関すること
- 四 予算原案の編成に関すること
- 五 危機管理に関すること
- 六 広報に関すること
- 七 広聴に関すること
- 八 教育長が特に命ずる事務に関すること
- 九 その他教育庁の企画調整及び経営に関すること

附則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

佐賀県教育庁職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

佐賀県教育委員会

委員長 安 永 宏

●佐賀県教育委員会規則第五号

佐賀県教育庁職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県教育庁職員の職の設置等に関する規則（昭和三十三年佐賀県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

別表の技術職員の項中「副主査」の下に、「主任保健師」を加える。

附則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

佐賀県立図書館施設使用規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

佐賀県教育委員会

委員長 安 永 宏

●佐賀県教育委員会規則第六号

佐賀県立図書館施設使用規則等の一部を改正する規則

(佐賀県立図書館施設使用規則の一部改正)

第一条 佐賀県立図書館施設使用規則(昭和三十八年佐賀県教育委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第三条に次の一項を加える。

2 館長は、次のいずれかに該当するときは、使用を許可しないことができる。

- 一 図書館の設置の目的に反する使用をするおそれがある場合
- 二 図書館内の秩序を乱すおそれがある場合
- 三 図書館の施設又は設備をき損するおそれがある場合
- 四 集团的又は常習的に暴力的行為を行うおそれがある組織の利益になると認められる場合
- 五 その他管理上必要があると認められる場合

第五条第一項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 その使用が第二条第二項各号のいずれかに該当することが明らかとなつたとき

様式第一号中

「なお、使用にあつては、関係条例及び規則に従います。」を

「なお、使用にあつては、関係条例及び規則に従い、申込者が暴力団であるか否かを確認するため、佐賀県警察本部に照会がなされることに

回線しす。

に改める。

(佐賀県視聴覚ライブラリー運営規則の一部改正)

第二条 佐賀県視聴覚ライブラリー運営規則(平成七年佐賀県教育委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第五条中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 集团的又は常習的に暴力的行為を行うおそれがある組織の利益になると認められる催物

(佐賀県少年自然の家設置条例及び佐賀県少年自然の家使用料条例施行規則の一部改正)

第三条 佐賀県少年自然の家設置条例及び佐賀県少年自然の家使用料条例施行規則(平成十七年佐賀県教育委員会規則第二十一号)の一部を次のように正する。

第六条第一項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 集团的又は常習的に暴力的行為を行うおそれがある組織の利益になると認められる場合

第六条第三項中「第一項第四号」を「第一項第五号」に改める。

(佐賀県立博物館及び佐賀県立美術館の利用に関する規則の一部改正)

第四条 佐賀県立博物館及び佐賀県立美術館の利用に関する規則(昭和五十八年佐賀県教育委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

第八条第二項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 集团的又は常習的に暴力的行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

第十五条第一項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 その利用が第八条第二項各号のいずれかに該当することが明らかとなつた場合

様式第一号中

「 下記のとおり施設等を使用したいので許可してください。」を
「 下記のとおり施設等を使用したいので許可してください。」

なお、申込者が暴力団であるか否かを確認するため、佐賀県警察本部
に照会がなされることに同意します。
に改める。

様式第二号中

「 下記のとおり施設を使用したいので予約申込みします。」を
「 下記のとおり施設を使用したいので予約申込みします。」

なお、申込者が暴力団であるか否かを確認するため、佐賀県警察本部
に照会がなされることに同意します。
に改める。

第五条 佐賀県立名護屋城博物館の管理に関する規則の一部改正

(佐賀県立名護屋城博物館の管理に関する規則(平成五年佐賀県教育委員
会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第十七条第二項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 集团的又は常習的に暴力的行為を行うおそれがある組織の利益になる
と認められるとき。

第二十四条第一項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の
次に次の一号を加える。

二 その使用が第十七条第二項各号のいずれかに該当することが明らかと
なった場合

様式第一号中

「 下記のとおり施設等を使用したいので許可してください。」を
「 下記のとおり施設等を使用したいので許可してください。」

なお、申込者が暴力団であるか否かを確認するため、佐賀県警察本部
に照会がなされることに同意します。」

に改める。

(市村記念体育館設置条例及び市村記念体育館使用料条例施行規則の一部改
正)

第六条 市村記念体育館設置条例及び市村記念体育館使用料条例施行規則(平
成十七年佐賀県教育委員会規則第十七号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 集团的又は常習的に暴力的行為を行うおそれがある組織の利益になる
と認められる場合

第六条第三項中「第一項第四号」を「第一項第五号」に改める。

第七条 佐賀県総合運動場条例施行規則の一部改正

(佐賀県総合運動場条例施行規則の一部改正)
第十八号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 集团的又は常習的に暴力的行為を行うおそれがある組織の利益になる
と認められる場合

第五条第三項中「第一項第四号」を「第一項第五号」に改める。

第八条 佐賀県総合体育館条例施行規則の一部改正

(佐賀県総合体育館条例施行規則(平成十七年佐賀県教育委員会規則第
十九号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 集团的又は常習的に暴力的行為を行うおそれがある組織の利益になる
と認められる場合

第六条第三項中「第一項第四号」を「第一項第五号」に改める。

第九条 佐賀県ヨットハーバー条例施行規則の一部改正

(佐賀県ヨットハーバー条例施行規則の一部改正)
則第二十号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 集团的又は常習的に暴力的行為を行うおそれがある組織の利益になると認められる場合

第六条第三項中「第一項第四号」を「第一項第五号」に改める。

附則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

佐賀県市町立学校県費負担教職員の勤務成績の評定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

佐賀県教育委員会

委員長 安 永 宏

◎佐賀県教育委員会規則第七号

佐賀県市町立学校県費負担教職員の勤務成績の評定に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県市町立学校県費負担教職員の勤務成績の評定に関する規則(昭和三十三年佐賀県教育委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項の表の口の項中「教頭」の下に「主幹教諭」を加える。

附則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

◎佐賀県教育委員会訓令甲第一号

教育庁
教育事務所
教育機関

佐賀県教育庁職員及び教育機関の職員の服務の宣誓に関する規程(昭和二十年佐賀県教育委員会訓令甲第一号)の一部を次のように改正する。

平成二十年三月三十一日

佐賀県教育委員会

委員長 安 永 宏

受訓先中「教育庁」を「本庁」に改める。
第三条中「総務課長」を「副教育長」に改める。

附則

この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。

◎佐賀県教育委員会訓令甲第二号

本 庁
教 育 事 務 所
教育機関(学校を除く。)

佐賀県教育庁等職員安全衛生管理規程(平成六年佐賀県教育委員会訓令甲第一号)の一部を次のように改正する。

平成二十年三月三十一日

佐賀県教育委員会

委員長 安 永 宏

第六条第二項中「総務課長」を「教職員課長」に改める。

第十条第六項中「総務課」を「教職員課」に改める。

附則

この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。

◎佐賀県教育委員会訓令甲第三号

本 庁
教育事務所

教育庁専決規程(平成七年佐賀県教育委員会訓令甲第二号)の一部を次のように改正する。

平成二十年三月三十一日

佐賀県教育委員会

委員長 安 永 宏

第四条中第十二号から第十四号までを削り、第十五号を第十二号とし、第十六号から第十八号までを三号ずつ繰り上げる。

第五条第二十四号中「県立学校」を「教育庁等及び県立学校」に、「職員」を「職員並びに」に改め、同条第二十五号及び第二十六号中「県立学校」を「教育庁等及び県立学校」に改め、同条第二十七号中「教職員」を「教育関係職員」に改め、同条中第二十九号を第三十一号とし、第二十八号の次に次の二号を加える。

二十九 教育関係職員の健康管理の実施に関する事。

三十 教育庁等及び県立学校の衛生管理委員会に関する事務を処理すること。

第五条の次に次の一条を加える。

(教育政策課長専決事項)

第五条の二 教育政策課長は、次に掲げるものを専決することができる。

- 一 教育施策の基本方針に関する事務を処理すること。
- 二 教育内容に関する重要施策の企画立案及び総合調整に関する事務を処理すること。
- 三 教育の充実及び振興に関する事務を処理すること。
- 四 特別支援教育に関する事。
- 五 教育庁、教育機関(県立学校を除く。)及び公立学校の情報化の推進に関する事。

第六条第十四号中「大学入学資格検定」を「高等学校卒業程度認定試験」に改める。

第七条の見出しを「社会教育・文化財課長専決事項」に改め、「社会教育課長」を「社会教育・文化財課長」に、「生涯学習」を「社会教育」に改め、同条に次の十三号を加える。

六 文化財に関する指導及び助言に関する事。

七 銃砲刀剣類の登録等に関する事。

八 ユネスコ活動に関する事務を処理すること。

九 指定文化財の管理及び修理についての指揮監督等に関する事。

十 指定文化財の現状変更等の許可に関する事。

十一 指定文化財の公開の許可等に関する事。

十二 埋蔵文化財の調査のための発掘に係る届出等に関する事。

十三 埋蔵文化財の調査以外の目的による埋蔵文化財包蔵地の発掘に係る届出及び通知に関する事。

十四 埋蔵物として提出された物件の文化財としての認定に関する事。

十五 文化財の調査等に関する事。

十六 佐賀県文化財保護審議会に関する事務を処理すること。

十七 佐賀県文化財保護指導委員事務の実施に関する事。

十八 博物館等の監督に関する事。

第八条を次のように改める。

第八条 削除

第九条第十二号中「教職員並びに」を削り、同条第十四号を削り、第十五号を第十四号とする。

附 則

この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。

購読料 一か年三二、二〇〇円（送料共）
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成二十年三月三十一日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 株式会社古川総合印刷